

小平市プレミアム付商品券事業 特定事業者募集要項

1. 目的

消費税率の引上げが、低所得者及び子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起するため、プレミアム付商品券を発行します。このため、市ではプレミアム付商品券を利用できる事業者を募集します。

※本事業では、市によって登録された事業者を「特定事業者」と言います。

2. 募集要件（応募期限：令和元年7月31日（水）まで）

- (1) 市内に店舗があること（事業者の規模は問いません。個人事業主も可）
- (2) 個人向けに物品の販売や貸し出し、サービスの提供を行っていること

3. プレミアム付商品券の概要

販売期間：令和元年9月24日（火）～令和2年1月31日（金）

使用期間：令和元年10月1日（火）～令和2年2月29日（土）

額面金額：1枚500円（釣銭は出ません）

【プレミアム付商品券が使用できるもの、使用できないものの例示】

使用可（○）	使用不可（×）
<ul style="list-style-type: none">・ 飲食料品、日用品、雑貨、書籍、雑誌、湿布、絆創膏などの市販薬など・ 飲食代、宅配などのサービス代・ 公的医療保険、介護保険の自己負担分 ※内科や歯科などの自己負担分にも使える・ 学習塾や各種スクールの授業料、教材・ 建築、水道、電気等の工事代・ 自動車等の整備、修理代・ 農産物直売所の購入代	<ul style="list-style-type: none">・ 不動産、金融商品、たばこ・ 性風俗関連特殊営業において提供される役務・ 商品券、プリペイドカード、ICカードへのチャージ・ パチンコ、スロット、公営ギャンブル・ 家賃、駐車場代、駐輪場代・ 税金の支払い

4. 手数料

登録申請手数料、プレミアム付商品券の換金手数料ともに無料

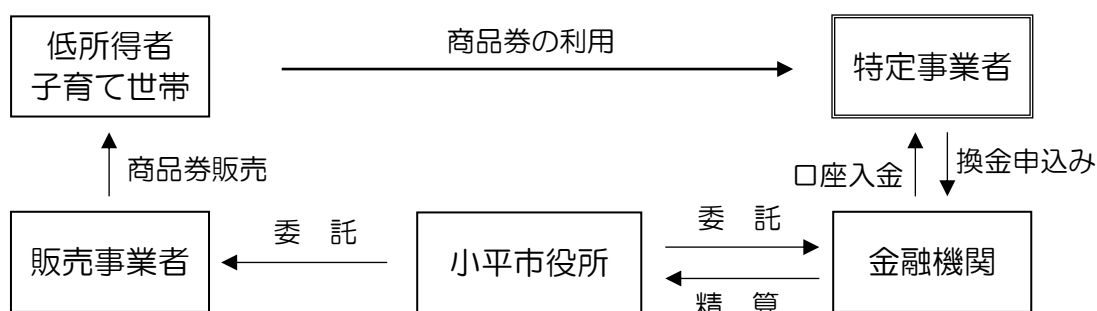
5. 換金方法（換金期限：令和2年3月13日（金））

（1）換金申込書（後日郵送します）に必要事項を記入の上、使用済商品券と特定事業者登録証明書とともに、お取引のある市内金融機関の窓口へ

※換金を行う金融機関については、別途ご案内します。

（2）申込み内容を確認のうえ、換金申込者の預金口座に振替入金

6. 基本的な流れ



7. 禁止事項、お願い事項

（1）禁止事項

- ・プレミアム付商品券の第3者への転売・譲渡が疑われるケースを除き、プレミアム付商品券の使用を拒むことはできません。
- ・プレミアム付商品券の交換、譲渡及び売買は禁止されています。

（2）お願い事項

- ・プレミアム付商品券の第3者への転売・譲渡が疑われる場合などは、市に通報するとともに、利用者に使用できない旨をお伝えください。
- ・市からプレミアム付商品券の使用等について照会等があった場合には、誠実かつ迅速な対応をお願いします。

（3）（1）及び（2）の事項について、遵守及びご協力をいただけない場合には特定事業者の登録を取り消す場合があります。

8. 問い合わせ先

小平商工会 担当：山口

TEL：042-344-2311、FAX：042-343-0505

e-mail：k.yamaguchi@shokokai-tokyo.or.jp

9. その他

小平市委託事業 ※本募集は小平市からの委託を受け、小平商工会が実施しております。